○まで、字鞍尾二、三の一、三五の一、四○の一から四○の三まで、四一、四二、四六の一、四六の二、字福堂二九の三、四二から四六まで、四七の二、五九、字横倉三八五、三八七、四九五から四九八まで、四九九の一、四九九の二、五○○、五一四、五一五の一、五五三から五五五まで、五五七の一、六○四、六○五の一、六○六の一から六○六の三まで、六○七、字東赤谷名一六八六、一六八八、一六九○、一六九七の一、字東俣名四二四の三、一七○二、一七一六の二の一の二、一七一六の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、立木の伐採を禁止する。

字東赤谷名一六九七の一（次の図に示す部分に限る。）

2　次の森林については、主伐は、択伐による。

字尾崎三四・三五・三七（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、三八、字暮畑五九七、五九七の二、五九八の一、五九九の一、六○一、六○二、六一○、六一二、六一三、字小森四三から五○まで（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）、字東俣名四二四の三、一七○二・一七○二の一の二・一七一六の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

3　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

4　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

5　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県美馬郡つるぎ町貞光字柴内三四○の一、三四○の二、四九三の二、五五三、五五六の一、五五六の二、八二九の一、八二九の二、八三○、八三三から八三六まで、八三八、八四○、字僧地五七九の一から五七九の三まで、六○五、字家賀道下二二五、七○四、七四五、七五四の一、七六二、字平野一六一の三、三四二の二、三四三から三四五まで、三五二の二、三五三の一、字西谷二三三、二三四の一、二三四の二、二三五、字日浦川向二九五、字広谷影一四二、三二一、三二二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、択伐による。

字柴内三四○の一、三四○の二、四九三の二、五五三、五五六の一、五五六の二、八二九の一、八二九の二、八三○、八三三から八三六まで、八三八、八四○、字僧地五七九の一から五七九の三まで、六○五、字家賀道下二二五、七○四、七四五、七五四の一、七六二、字平野一六一の三、三四二の二、三四三から三四五まで、三五二の二、三五三の一、字西谷二三三、二三四の一、二三四の二、二三五、字日浦川向二九五（次の図に示す部分に限る。）、字広谷影一四二、三二一、三二二

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及びつるぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県美馬市脇町字井口六八二、六八三、六八七から六九二まで、七一二、七一四から七二二まで、八一三から八一七まで、八二五、字井口東一○六、一○七、一一七、二○八、字北星八七、字葛ヶ谷九、字平帽子五五四、字西俣名一八○六、字東俣名一四一○の一、一四二三、一四二五の二、一七一七、一九五二、一九五五の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、択伐による。

字井口六八二、六八三、六八七から六九二まで、七一二、七一四から七二二まで、八一三から八一五まで・八二五・字井口東一○六・一○七・一一七・二○八（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）、字北星八七、字葛ヶ谷九・字平帽子五五四・字西俣名一八○六・字東俣名一四一○の一・一四二三・一四二五の二・一七一七・一九五二・一九五五の一（以上九筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県三好市三野町太刀野字堂ノ谷二一二六の一五、山城町頼広字ニシ一三九三、一三九八の二、山城町下名字カキウネ一一二四、池田町中西カシノウチ一五九八、北山二○二七、池田町大利大田六九、七○、楠中五七、寿丸一四六八、池田町川崎吉ノ木一五二の七、池田町白地井ノ久保一一九三、一一九四、ウマバ七一九の二、七二二、池田町佐野東三谷二六九一、二六九二、二六九三の一、二六九三の二、二六九七、二六九八の一、東祖谷和田一○五の一、井川町傳城七○九○の六

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、択伐による。

字ニシ一三九三、一三九八の二、字カキウネ一一二四、カシノウチ一五九八、北山二○二七、大田六九、七○、楠中五七、寿丸一四六、井ノ久保一一九三、一一九四、ウマバ七二二、東三谷二六九一、東祖谷和田一○五の一、井川町傳城七○九○の六

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）